

宅地建物取引士賠償責任保険制度 既加入者の皆様へ 継続手続きのお知らせ

宅地建物取引士賠償責任保険制度【宅建賠】にご加入の皆様には、8月上旬に（振込払の場合は9月下旬）に「加入者カード（保険証券に代わるもの）兼 請求明細書」のハガキを郵送いたします。

「更新案内ハガキ」が届きましたら、記載内容をご確認いただき…
下記2～6に該当する場合はお手続きをお願い致します。

1. 加入者・プランに変更がなく、保険継続を希望する場合

☞ 手続きは必要ございません。（自動更新となります。）

※「加入者カード」を保険証券代わりとして保管してください。

2. 脱退者がいる場合・継続を希望しない場合

廃業 または 取引士の退職により脱退者がいる場合は、ハガキ裏面「宅建士加入者カード」の当該者を二重線で抹消した上で、宅建ブレインズにFAX送信して下さい。

☞ ハガキ記入例の 2 をご参照ください。

3. 新規の加入希望者がいる場合

新たに取引士を加入させる場合は、ハガキ裏面「宅建士加入者カード」中の空欄部分に当該者の「氏名〈漢字〉」「氏名（カナ）」「宅建士登録番号」「性別」「生年月日」を書き加えた上で、宅建ブレインズにFAX送信して下さい。

☞ ハガキ記入例の 3 をご参照ください。

4. 加入プランの変更を希望する場合

加入プランの変更を希望される場合は、ハガキ裏面「加入プラン変更シート」の希望プランに加入者数及び 保険料をご記入の上、加入者カードと一緒に宅建ブレインズにFAX送信してください。

☞ ハガキ記入例の 4 をご参照ください。

上記2～4の変更手続きが完了すると・・・

宅建ブレインズより『変更手続き完了 兼 ご請求金額変更のご案内』をFAXにて送信いたしますので、変更内容に間違いがないかご確認ください。

【ハガキ記入例】

〈現在のご加入内容〉

	支払原価額	保険料	人数	合計保険料
基本 料	1事業 : 1万円 補償期間中 : 1万円 (合計原価額 2万円)	宅建士1名 3,000円	2	18,000円

宅建士の変更・解約について

宅建士の変更は右ページの「宅建士加入者カード」にご記入の上FAXをお願いいたします。

◆宅建士を削除する場合→氏名を二重線で削除してください。

◆宅建士を追加する場合→空欄に氏名・フリガナ・性別・生年月日・宅建士登録番号をご記入ください。

◆保険の更新を希望しない場合→氏名を二重線で削除してください。

送付先FAX : 03-3239-7540

加入プラン（支払原価額）の変更について

◆ご希望のプランを1つお選びいただき、加入人数・合計保険料をご記入の上、FAXでご通知ください。

◆加入プランに変更の無い場合は通知は不要です。

PLAN1	1事業 : 1万円 補償期間中 : 1万円 (合計原価額 2万円)	3	45,000円
PLAN2	1事業 : 5千円 補償期間中 : 1万円 (合計原価額 1.5万円)		45,000円

合計保険料

27,000円

補償期間 年 月 日 ~ 1年間

宅建士加入者カード	
加入者氏名	生年月日/宅建士登録番号
(カナ) 宅建 太郎	(東京都知事)第 999999 号
(カナ) 宅建 花子	(東京都知事)第 000000 号
(カナ) タッケン イチロウ	1980/1/1 (東京都知事)第 654321
(カナ) キョウカイ ハトコ	1980/1/1 (東京都知事)第 987654
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	
(カナ)	

4.

2.

3.

5. 加入者情報の変更がある場合

免許番号・商号・代表者・住所など加入者情報の変更がある場合は、ハガキ表面「ご加入者情報」下部の空欄に変更事項のみを記載して宅建ブレインズにFAX送信してください。

6. 保険料引落口座の変更を希望される場合

「商号変更等により口座名義を変更した」等、引落口座を変更する場合は、口座振替依頼書のご提出が必要となります。宅建ブレインズホームページより「預金口座振替依頼書」をダウンロードいただき、宅建ブレインズあてに原本をご郵送ください。

*預金口座振替依頼書の到着が間に合わない場合は、従来の登録口座より引落致しますので予めご了承下さい。ハガキ記載の引落日の前月中旬が締切日となります。(詳しくは宅建ブレインズ TEL : 03-3234-0699 までお問い合わせください)

*記載内容相違・印鑑相違などによる預金口座振替依頼書の不備がありますと、保険料の引落ができない場合がございます。その場合は、別途振込のご案内をお送りいたしますので、期日までに保険料のお振込みをお願いいたします。

新たな補償期間は、2024年11月1日から2025年11月1日までの1年間です。